

## 笠間市議会予算決算委員会記録

令和8年3月17日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	田村幸子君
副委員長	村上寿之君
委員	長沼恵君
〃	長谷川愛子君
〃	酒井正輝君
〃	河原井信之君
〃	鈴木宏治君
〃	川村和夫君
〃	坂本奈央子君
〃	安見貴志君
〃	益子康子君
〃	林田美代子君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	飯田正憲君
〃	西山猛君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君
〃	大関久義君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

総務部長	瀬谷昌巳君
保健福祉部長	堀内信彦君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
上下水道部長	植本純平君

都 市 建 設 部 長	田 中 博 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
都 市 計 画 課 長	河 原 井 浩 典 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
都 市 計 画 課 G 長	安 保 信 男 君
水 道 課 長	古 木 滋 君
水 道 課 長 補 佐	田 中 英 樹 君
水 道 課 G 長	鈴 木 恵 寿 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
学 務 課 G 長	大 和 田 聡 君
学 務 課 G 長	中 山 考 司 君
資 産 経 営 課 長	小 貫 彰 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	横 須 賀 忍 君
資 産 経 営 課 G 長	船 橋 匡 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

---

#### 議 事 日 程

令和 8 年 3 月 1 7 日 (火曜日)

午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・ 議案第20号 令和 8 年度笠間市一般会計予算
- ・ 議案第21号 令和 8 年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- ・ 議案第22号 令和 8 年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 議案第23号 令和 8 年度笠間市介護保険特別会計予算
- ・ 議案第24号 令和 8 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- ・ 議案第25号 令和 8 年度笠間市立病院事業会計予算
- ・ 議案第26号 令和 8 年度笠間市水道事業会計予算

- ・議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計予算
- ・議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算

(2) その他

---

午前10時00分開会

○**田村委員長** それでは、予算決算委員会全体会を始めさせていただきます。

改めまして、委員の皆様、執行部の方々におかれましては本日の委員会に出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は予算決算委員会の全体会となりますので、よろしく御協力をお願いいたします。御報告を申し上げます。

ただいまの出席委員は20名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会全体会を開会いたします。

本日、出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであります。また、議会事務局より、局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いします。

---

○**田村委員長** これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。

予算決算委員会運営要綱第4条の規定に基づき、各分科会に審査を依頼しました案件について所管の分科会にて審査が終了しておりますので、分科会委員長の報告を求めます。自席で報告をお願いします。

初めに、総務企画分科会川村和夫委員長。

○**川村総務企画分科会委員長** 当分科会は、3月2日及び3日、執行部より関係部課長の出席を求め、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見等について御報告申し上げます。

初めに、市長公室秘書課所管の台湾交流事務所運営委託料では今後の事業運営の内容について、また人事課所管ではハラスメント相談窓口やメンタルヘルスサポートに関する委託料について相談件数や対応状況などを確認しました。

次に、政策企画部企画政策課所管の第3次総合計画策定業務の委託内容について、また公共交通調査研究委託料については、市民の移動手段として実証実験を行う自動運転バスの運行エリアの確認と、運行時間帯に配慮し実施してほしいなどの意見がありました。

次に、企業誘致・移住推進課所管では、空き家サブリース事業の概要や空き家解体撤去補助金の対象条件や、安居工業地域整備促進事業では企業誘致の状況などについて確認しました。

次に、総務部総務課所管では、行政事務連絡交付金の変更点について、また消費生活相

談業務委託料などについて確認しました。

次に、財政課所管では、合併特例債の利用可能な残高や活用できる期限などについて確認しました。

次に、資産経営課所管では、車輛管理委託業務の内容について、また備品購入費では公用車購入予定の自動車の種類や台数などについて確認しました。

次に、危機管理課所管では、防犯カメラの設置台数や新たな設置箇所について、また防犯灯の電気料補助金などについて確認しました。

次に、環境推進部環境政策課所管では、犬・猫の不妊去勢手術の補助金の補助額や実施率について、また蓄電池太陽光発電設置補助金については、補助の対象条件などについて確認しました。

次に、資源循環課所管では、ゆかいふれあいセンターの修繕料の内容や、備品購入費では廃棄物の不法投棄について、監視カメラを設置し、犯罪抑止や行為者の特定など活用状況について確認しました。

最後に、消防本部所管では、高速自動車道救急業務支弁金について質疑があり、高速自動車道における救急業務に関して、国が年ごとに示す数値、管轄する高速自動車道への救急出動件数、インターチェンジの数などにより算出されるものと答弁がありました。また、備品購入費では、高規格救急車両の購入予定で、新たに電動ストレッチャーが導入されると確認しました。

以上が審査の経過であります。

以上で報告を終わります。

○田村委員長 次に、教育福祉分科会鈴木宏治委員長。

○鈴木教育福祉分科会委員長 当分科会は、3月4日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算外5件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見等について御報告申し上げます。

初めに、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算に関する主な質疑、意見等について御報告いたします。

保健福祉部健康医療政策課所管の健康づくり計画策定委託料につきまして、後期健康づくり計画策定に関し、スケジュール、策定方法を確認しました。

次に、社会福祉課所管では、いこいの家はなさかの指定管理委託料について、修繕費に関する質疑がありました。また、生活保護費について、受給資格に関する質疑がありました。ひきこもり支援eスポーツ事業につきましては、事業の実施内容について確認しました。

次に、高齢福祉課所管の敬老祝賀会事業につきまして、対象者の拡充を求める意見がありました。

教育委員会学務課所管では、平和大使派遣委託料について、委託先、委託内容等を確認

しました。

次に、おいしい給食推進室所管では、給食事業費収入について、滞納状況、滞納解消のための取組に関する質疑がありました。

こども部こども政策課所管では、5歳児健診事業につきまして、事業を始めた経緯に関する質疑がありました。

次に、こども福祉課所管では、母子・父子家庭高等職業訓練促進事業に関し、対象としている資格、受給者数などを確認しました。

次に、議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算では、高齢者見守りあんしんシステム業務委託料について、利用者数、利用料など事業内容を確認しました。

次に、議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算では、令和8年度実施の小児オンライン診療について取組内容を確認しました。

なお、議案第21号、議案第22号、議案第24号については、特に質疑等はございませんでした。

自由討議では、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の生活保護費については、生活保護費の受給率の県平均との比較だけでなく、その背景にある住民の生活実態なども把握した上で、生活保護の支給などを行うべきであるなどの意見がありました。

また、こども部の実施するきめ細やかな政策により、子育て世帯がより一層笠間に住もうと思えるような市にしてほしいとの意見がありました。

以上が審査の結果であります。

報告を終わります。

○**田村委員長** 次に、建設産業分科会長谷川愛子委員長。

○**長谷川建設産業分科会委員長** 当分科会は、本日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算外3件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算では、農業委員会所管では、農地利用状況調査等のデータの農政課との情報共有について。

農政課所管では、新規就農者育成総合対策事業、対象者の確保対策の質、イノシシ捕獲処分補助金の対象となるイノシシの捕獲数、スマート農業導入支援事業補助金の対象者など。

商工課所管では、外国人受入れセミナーの対象者、陶炎祭の交通渋滞対策など。

観光課所管では、北山公園の水車の修繕など。

管理課所管では、市道の維持管理の現状など。

都市計画課所管では、木造住宅耐震化の補助金や中央公園の整備工事費の内容についての質疑がございました。

次に、議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算では、水道収益が前年度より減

少した理由、加入金の内訳、減価償却費の減額理由についての質疑がありました。

次に、議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算については、ポンプ場の更新やウォーターPPPアドバイザー業務の経過と内容について質疑がありました。

なお、議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が審査の経過であります。

以上で報告を終わりにいたします。

○**田村委員長** 以上で各分科会委員長の報告が終わりました。

これより、分科会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村委員長** ないようですので、質疑を終結します。

これより総括質疑に入ります。

本日の通告は、2件です。

都市建設部長、都市計画課、水道課の入室をお願いいたします。

では初めに、川村委員の総括質疑になります。

なお、質疑時間は20分、回数は3回までとなります。

川村委員の発言を許可いたします。

川村委員。

○**川村和夫委員** まず初めに、一つ目が、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算について、予算書171ページ、7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、14節工事請負費、説明欄の広場整備工事費についてお伺いします。まず、初めにこの事業の内容、財源の内訳、二番目に本事業が計画に至った背景や経緯、3番目に事業の目的、期待される効果について、お伺いします。

○**田村委員長** 都市計画課長河原井浩典君。

○**河原井都市計画課長** 5番川村委員の御質問にお答えします。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、14節工事請負費の広場整備工事費9,779万円でございますが、事業の内容としましては、かさま歴史交流館井筒屋と大石邸跡を結ぶ延長約150メートルの遊歩道を整備するものでございます。また、遊歩道の一部には、大正時代に笠間駅と笠間稻荷神社を結ぶ移動手段として運行していた、歴史的な価値のある笠間人車軌道を延長約80メートル整備するものでございます。財源としましては、合併特例債を活用する予定でございます。事業費9,779万円に対して、95%の9,290万円が合併特例債、残り489万円が一般財源となります。

続きまして、事業の背景、経緯についてでございますが、観光拠点の一つである笠間稲

荷周辺においては、商店街の後継者不足や空き店舗の増加などにより、まちの魅力が低下している状況でございました。そのような中、笠間稲荷周辺のにぎわいを取り戻すため、平成25年度から稲荷門前通りの石張り舗装工事、旧井筒屋旅館のリノベーションなどを実施し、魅力向上が図られ、にぎわいが創出されてきたものと考えております。

一方で、各施設が魅力向上を図ってきたところではございますが、さらなるにぎわいの創出、地域経済の活性化を図るためには、施設間の連携の強化が必要であると考えます。そのようなことから、本部事業により、かさま歴史交流館井筒屋や笠間日動美術館、笠間稲荷神社を中心とした笠間稲荷周辺一帯の回遊性を向上させ、点在する既存観光施設を歩いて回遊できるようにすることで、さらなるにぎわいの創出を図るものでございます。

次に、期待される効果につきましては、大きく三つあると考えます。

まず、一つ目は、既存観光施設との連携による相乗効果です。笠間稲荷周辺の回遊性を高め、エリアとしての一体感を醸成することで、さらなる施設間の連携が図られ、にぎわいの創出につながるものと考えます。

二つ目は、新たな観光資源として誘客効果です。笠間人車軌道及び御影石積みによる景観整備をすることで、歴史、文化、地場産業、地場産材の魅力を発信し、新たな観光資源として誘客効果が期待できるものと考えます。

三つ目は、滞在時間の延長による経済効果です。遊歩道の整備により、笠間稲荷周辺が歩いて楽しめる空間となり、観光客の滞在時間が延長されることで消費額の増加につながるものと考えます。

これらの効果を通じて、笠間稲荷周辺一帯のさらなるにぎわいの創出と地域経済の活性化を図ってまいります。

○田村委員長 川村和夫君。

○川村和夫委員 説明は分かりました。

歳出としてはないのですが、これは波及効果というのはいろいろな課に波及していくと思うので、ぜひ連携を取っていただいて、この事業の目的、期待される効果が実現できるようにやっていただければと思います。

以上です。

○田村委員長 それでは、二つ目の質問に入ります。これで3回目になります。よろしいでしょうか。

ただいま議案第20号の質問がありまして、2回ではなく1回でよろしかったですね。質問ではなかったですね。2回目の質問はないということでした。1回質問をされました。

続きまして、議案第26号の質問に入りますが、あと2回質問ができます。

これが2回目の質問になります。それでよろしいでしょうか。

○村上寿之委員 ちょっと訂正させていただきます。

本来ですと、全部質問して、例えば令和8年度一般会計予算の7款土木、4項都市計画

費という順に、この次の、今度は基本的支出の分も1回まとめて三つで質問できればよかったのだけれども、ちょっと間違っちゃって、1回目ちょっとやり方がすみません、こちらちょっと間違っちゃって、最初の1番目の項目しかやらなかったの、本当だったら全部まとめて質問すべきだったものを2番目の質問をしなかったの、これ暫時休憩してよ、してない。

暫時休憩しますので、失礼しました。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時24分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

では、次の議案第26号、2番目の質問をお願いします。

川村委員。

○川村和夫委員 二つ目ですが、議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算について、予算書39ページ、1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費、27節工事請負費の老朽管更新工事について質問させていただきます。

まず初めに、一つ目、老朽管とはその基準年数について。その中で、健康被害が報道されています鉛製の給水管は市内の水道管にあるのか、お伺いします。

二つ目が、その市内の水道管、鉛の水道管が宅地内、要は私有地、私の私有地にあった場合に撤去するのは困難ですけれども、鉛製の給水管は笠間市内にあるのかどうか、お伺いします。

○田村委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 5番川村委員の御質問にお答えします。

一つ目が、老朽管更新工事はどのようなものであり、経過年数等の御質問でございます。

老朽管更新工事は、設置から40年以上経過した水道管を、新しい水道管に布設替える工事であります。延長約140キロメートルを対象にしておりまして、しかしながらその全てを早急に更新することができないため、水道管の漏水修繕などを繰り返しているところなど、老朽化の著しいところから順次、更新し、効率的な更新に努めている状況でございます。

次に、鉛管についてですが、笠間市では鉛管解消工事というのを実施しておりまして、令和元年までに全て完了しております。水道課の水道台帳図に記載のあります鉛管、把握できております鉛管については、令和元年度までに完了しておりますので、現在やっております老朽管更新工事には、鉛管解消は含まれておりません。

次に、民地内部の給水管、水道使用者が管理している部分についての鉛管はどうかということでございますけれども、民地内部の給水管におきましては鉛管の使用は少ない

のが現状でございます。一般的には使用されておられません。

ごく少数とはなりますが、給水管の一部で鉛管を使用しているケースがございます。このようなケースでも、水道課で把握できております鉛管につきましては、令和元年度までに全て完了しております。

以上でございます。

○田村委員長 川村委員。

○川村和夫委員 一つだけ、現在のこの給水管の素材は何なのでしょう。

○田村委員長 古木 滋君。

○古木水道課長 給水管は、水道管本管が道路に入っているとしますと、各所有者の水道使用者の皆様の敷地内に入りまして、すぐある丸いものが止水栓といいます。その止水栓までが、市の管理になります。一般的に、老朽管更新工事では止水栓まで交換しております。

しかし、その止水栓から宅地内分までは個人の管理となりまして、修理などの対応は個人の皆様となります。なので、鉛管も一時使われましたけれども、鉛管はメーターのところに一部使われただけです。

すみません、更新している材料でよろしいですかね。

現在、塩ビ管を使ってまして、塩ビ管は約40年の耐用年数と言われております。これをポリエチレン管という新しい素材のものにしておりまして、そちらは100年の耐用年数でございます。

○田村委員長 川村委員。

○川村和夫委員 分かりました。

健康被害がないということで一安心したことと、100年もつということは、更新事業を続けていけば新しいものになって、この老朽管の使う費用がかからなくなるというふうに理解しましたので、ありがとうございます。

以上です。

○田村委員長 以上で川村委員の質疑を終わります。

都市建設部長、都市計画課、水道課は退室し、教育部長、学務課、資産経営課の入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時30分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、石井委員の総括質疑になります。

なお、質疑時間は20分、回数は3回までとなります。

石井委員の発言を許可いたします。

○石井 栄委員 日本共産党の石井 栄です。委員長の許可を受けまして、議案、総括質疑をやらせていただきます。

1番目の議題は、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算、13款分担金及び負担金、1項負担金、4目教育費負担金、1節小学校費、145万8,000円に関する質疑をさせていただきます。

1回目の質問です。

一つ目、スクールバス送迎範囲内の児童数と利用する児童数、スクールバス利用する児童数。

二つ目は、次の通学距離に当たるスクールバスの利用の児童数を伺います。2キロメートル以上2.5キロメートル未満、2.5キロメートル以上3.0キロメートル未満、3.0キロメートル以上3.5キロメートル未満、3.5キロメートル以上4キロメートル未満、4キロメートル以上4.5キロメートル未満、4.5キロメートル以上5キロメートル未満、5キロメートル以上6キロメートル未満、6キロメートル以上7キロメートル未満、7キロメートル以上8キロメートル未満、8キロメートル以上9キロメートル未満、9キロメートル以上10キロメートル未満、10キロメートル以上、それから最も遠い距離からは何キロメートルでしょうか。

三つ目、保護者負担金を納付する児童の通学距離は、何キロメートル以遠でしょうか。

四つ目、保護者負担金納付に関する距離規定は、何に規定されているのでしょうか。

それから、五つ目は、その規定の根拠は、何に基づいているのでしょうか。

お願いをいたします。

○田村委員長 学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 14番石井委員の御質問にお答えいたします。

初めに、スクールバスの対象児童者数と利用者数の御質問でございますが、笠間小学校の全児童572名のうち、実際の申請に基づきスクールバスを利用する児童数は157名でございます。

次に、距離別、通学距離別のスクールバス利用児童数と利用者の中で一番遠い距離の距離数ですけれども、通学距離別のスクールバス利用児童者数については、2キロメートル以上2.5キロメートル未満が20名、2.5キロメートル以上3キロメートル未満が16名、3キロメートル以上3.5キロメートル未満が14名、3.5キロメートル以上4キロメートル未満が11名、4キロメートル以上5キロメートル未満が41名、5キロメートル以上6キロメートル未満が14名、6キロメートル以上7キロメートル未満が16名、7キロメートル以上8キロメートル未満が6名、8キロメートル以上9キロメートル未満が9名、9キロメートル以上10キロメートル未満が4名、10キロメートル以上が1名でございます。

なお、利用する児童のうち、最も遠い距離から通学する児童は10.9キロメートルとなっております。

次に、保護者負担が発生する対象距離ということでございますが、小学校においては国道50号以北から通学する3キロメートル未満の利用児童の保護者、また通学距離が3キロメートル以上4キロメートル未満の児童のうち、小学2年生以上の保護者から学年に応じた負担金を徴収しております。

なお、同世帯で複数人の児童生徒が利用する場合や、登下校時のいずれか片道利用の場合は、利用料金の減免措置が設けられております。

次に、スクールバス利用料金や距離基準に関する根拠はという御質問でございますが、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例において、利用料と距離基準が規定されております。

最後に、スクールバス関連の規定が定められた根拠でございますが、文部科学省の指針における小学校の通学距離は、おおむね4キロメートル以内という基準を参酌しております。また、平成27年4月の笠間小学校への3校統合に当たり、当該地区の保護者や住民の代表、教職員など33名で構成される学校統合準備委員会において通学距離や通学方法などを協議した結果、現在のスクールバスの運行基準が妥当であるとの合意を得て、決定しました。

この二つの考え方を基本としつつ、市内の地理的特性や道路の整備状況を考慮した笠間市立小中学校適正配置実施計画を策定した上で、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例等を制定したものでございます。

以上です。

○田村委員長 石井委員、2回目の質問になります。

○石井 栄委員 それでは今御答弁いただきましたけれども、それに関しまして2回目の質問をさせていただきます。

一つは、国道50号以北の希望する児童で3キロメートル以遠という規定がございました。こういう規定になっているということなのですが、その中には、統廃合する前に近くの佐城小学校に通っていた子どもは、2キロメートル未満で通学していた人が大半でありました。ところが、国道50号線以北の希望する児童は3キロメートル以遠という、3キロメートルから4キロメートル未満の2年生から6年生の希望者ということになっておりまして、これが有料なのですよね。もともと無料であったものが、近くにあったので、短い距離で徒歩で通学できたのですけれども、今度、住民合意が十分できていない中の統廃合で、住民が全員賛成したわけでもないのに遠くなって、さらに遠くなって、料金をいっぱい取るというのは、これはどういう理由だったのでしょうか。

それが一つと、それから規定の根拠なのですが、文科省のスクールバス通学の遠距離規定という、この指針を参酌して決めているというのですけれども、県内の自治体では、統廃合後に小学校のスクールバスはその小学校から、新しくできた小学校から2キロメートル以遠の児童が全員無料になっている自治体がございます。笠間市は、そういうこ

とができると思うのですが、これから考えていくということでしょうか。

その2点を、2回目の質問といたします。

○田村委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 まず、初めの質問なのですけれども、先ほども御答弁させていただきました、平成27年4月の笠間小学校への統合、この統合に当たりまして、当該地区の保護者代表や住民代表、教職員などの合併統合準備委員会において、利用対象の距離や料金を協議した結果、現在の基準が妥当であるとの合意を得て決定したものでございますので、現時点において基準を見直す考えはございません。

二つ目なのですけれども、こちらにつきましても文科省の協力者会議において通学距離の見直しのほうを進められていることは、教育委員会としても認識しているところでございます。しかしながら、これらは現在検討段階にありまして、全国統一の新たな基準や方針が示されたものではございませんので、本市としましては、国の検討結果や県内他自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 ただいまのお話を受けまして、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

笠間市では、文科省の指針、これは法律でもなくて、こういう指針だということを示しているものを受けて、文科省、それから県の指針は大事だという認識で、こういう条例を笠間市独自でつくったわけですね。どういう条例でもつくれるわけですから、これは統廃合の経過や住民の実態から見て、極めて不合理な決定をした結果であると思っておりますので、これについてはしっかり見直していただくことが必要だと思うのですが、今のところないという、見直す考えは今のところないという答弁を受けて、見直していただくことが、ほかの自治体でもやってることをできないはずはありませんので、検討をしていただくことはできないのかなという疑問がありますので、その件について、私の話を聞いた答弁をお願いしたいと思います。

○田村委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 これまで御答弁させていただきましたとおり、本市としましては、やはり国の検討結果であるとか、県内自治体の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○田村委員長 石井委員、2番目の質問をお願いします。

○石井 栄委員 それでは、2番目の質問です。

議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算、13款分担金及び負担金、1項負担金、4目教育費負担金、2節中学校費、83万7,000円に関して質問をいたします。

第1回目の質問ですが、一つは、スクールバス送迎範囲内の利用する生徒数は何名か、そしてスクールバス利用生徒数は何名か。

二つ目、次の距離区間でスクールバスを利用する生徒は何名になるか。先ほどと同じなのですが、言いますかね。2キロメートル以上2.5キロメートル未満、2.5キロメートル以上3キロメートル未満、3キロメートル以上3.5キロメートル未満、3.5キロメートル以上4キロメートル未満、4キロメートル以上4.5キロメートル未満、4.5キロメートル以上5.0キロメートル未満、5.0キロメートル以上6キロメートル未満、6キロメートル以上7キロメートル未満、7キロメートル以上8キロメートル未満、8キロメートル以上9キロメートル未満、9キロメートル以上10キロメートル未満、10キロメートル以上、それから最も遠い距離から来ている生徒の距離数は幾らなのか。

三つ目、保護者負担金を納付する生徒の通学距離は、何キロメートル以上ででしょうか。

四つ目、保護者負担金納付に関する距離規定は、何に規定されるか。

それから、五つ目、その規定の根拠は、何に基づいていますか。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○**田村委員長** 学務課長仁平秀明君。

○**仁平学務課長** 初めに、スクールバスの利用者数との御質問でございましたが、笠間中学校の全生徒数346名のうち、実際の申請に基づきスクールバスを利用する生徒は44名でございます。

次に、通学距離別のバスの利用生徒数、利用者の中で一番遠い距離は何キロなのかという御質問でございますが、初めに2キロメートルから3キロメートル未満というのがゼロ名でございます。次に、3キロメートル以上3.5キロメートル未満が1名、3.5キロメートル以上4キロメートル未満がゼロ名、4キロメートル以上5キロメートル未満が4名、5キロメートル以上6キロメートル未満が7名、6キロメートル以上7キロメートル未満が12名、7キロメートル以上8キロメートル未満が3名、8キロメートル以上9キロメートル未満が5名、9キロメートル以上10キロメートル未満が9名、10キロメートル以上が3名でございます。

なお、利用する生徒のうち、最も遠距離から通学する生徒は11.7キロメートルとなっております。

次に、保護者負担が発生する対象距離はという御質問でございますが、中学校においては、国道50号以北から通学する6キロメートル未満の利用生徒となっております。

次に、スクールバス利用料金や距離基準に関する根拠はという御質問でございますが、小学校同様に、笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例において、利用料金と距離基準を規定しております。

最後に、その規定が定められた根拠はということでございますが、こちらも先ほどの小学校と同様、国の指針を参酌したこと、それから笠間中学校への統合に際しまして、合併

統合準備委員会において現行の基準が妥当であると合意を得たこと、これら二つの考えを基本として条例を策定したものでございます。

以上です。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 ただいまの御答弁を受けまして、2回目の質問をさせていただきます。

今のお話を聞いて、ますます疑問に思ってきたことが幾つかあります。

その一つは、東中学校が笠間中学校に統合されるに当たって、多くの住民は統合に反対していたと、このように私は聞いています、多くの人から。

それで、東中学校に通学する生徒は、現在よりもっと短い距離で通学をしていたわけです。東中学校から1キロメートルとか2キロメートルとかの生徒が大半であったと、このように聞いていましたけれども、今は、通学距離がかなり延びて11.7キロメートル、最も遠い子どもが来てるわけですね。

その中で、この6キロメートル未満5キロメートル以上の生徒に限っても7名ほどいるわけですが、もっと近い距離で東中学校に通っていた生徒なのです。何で賛成もしていない統廃合にあって、それで距離が遠くなっていったのに、この規定で料金が発生するわけですね、6キロメートル未満5キロメートル以上で。これはおかしいと私も思いますし、住民の方々もそういうふうに思っていると思います。そういう話は聞いています。

なぜ、こういう不合理なことが、今続いているのでしょうか。

それから、今、その根拠は文科省の指針だと言っていますね。遠距離通学は6キロメートル以遠の生徒が対象だと言っていますけれども、文科省は、これつくった人はどういう考えでつくったのでしょうか。

笠間などの視察に来たのか、そういう疑問が湧いてきますので、これを中学校についてはこれを見直すことはないのでしょうか。

○田村委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 一つ目の御質問でございますが、繰り返しになりますが、笠間中学校への統合の際に合併準備委員会等において協議した結果、合意で決定したことから、現在の基準となっております。

文科省の部分なのですが、文部科学省についてもやはり必要な部分については各市町村に調査実施した結果等を踏まえて協議している結果だと、私のほうでは認識しております。

以上です。

○田村委員長 3回目になります。

石井委員。

○石井 栄委員 その規定については疑問がありますので、再度検討する、そういうこと

は今のところあるのかどうか、一言お願いします。

○田村委員長 仁平課長。

○仁平学務課長 繰り返しになりますが、現時点において、基準を見直す考えはございません。

以上です。

○田村委員長 3問目の質問をお願いいたします。

○石井 栄委員 議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料、車輛管理委託料1,940万円について、1回目の質疑を行います。

車両委託料は、市所有の何台の車両に何を行うための費用でしょうか。

二つ目、委託料1,940万円の主な内訳。

三つ目、車両委託事業の委託先事業所であるこの事業所の所在地はどこか、契約内容は何か、何年の契約としたのか。

四つ目、前回までの車両管理委託料において、市担当はどのような仕組みで、どのような委託を市内の事業所に行っていたのでしょうか。

五つ目、新しい仕組みにした目的は何か、利点、課題は何か、お伺いをいたします。

○田村委員長 資産経営課長小貫 彰君。

○小貫資産経営課長 14番石井委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、車両の委託料は何台分、何を行うためのものかとの御質問でございますが、委託台数は消防車を除く154台、公用車の車両メンテナンス業務及び車両運行管理アプリケーションの導入、車両台数の最適化分析業務でございます。

二つ目、令和8年度予算額1,940万9,000円の主な内訳でございますが、車両メンテナンスが1,560万3,720円、車両運行管理アプリケーションが270万4,900円、車両台数の最適化分析業務が110万円でございます。

三つ目、事業内容と時期についてでございますが、まず事業所の所在地は大阪に本社のある株式会社イチネンという事業者でございます。事業内容は、先ほど申し上げたとおり、車両メンテナンス業務、車両運行アプリケーションの導入、車両台数の最適化分析でございます。運用期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となっております。

四つ目、従前の業務はどのようにしていたかとの御質問でございますが、課単位で管理していた公用車を市内整備会社に割り振り、それぞれの課で定期点検や車検の時期に連絡をし、整備を受けていたものでございます。

最後、五つ目、車両管理委託業務の導入目的及びそのメリットについてでございますが、本業務の外部委託は、メンテナンスや運行管理システム、稼働分析を包括的に一括委託することで、行政事務の効率化と車両管理の最適化を図ることを目的としております。また、

外部委託の導入により、車検切れや点検漏れなどの人的なミスを未然に防ぎコンプライアンスを徹底できるとともに、車両稼働等のデータ分析に基づく車両台数の最適化を推進することで、効率的かつ安全な車両管理体制を整えることが可能となります。

説明は以上でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 2回目の質問に移ります。

今回このような新しいシステムになることによって、前回までは市内の事業者、たしか44者に全部仕事を割り振ったと伺っておりますけれども、今回この事業によって市内の事業者は何者引き受けることになっているのでしょうか。それが一つ。

それから、新しい仕組みで外部委託とかいうことの利点が述べられましたけれども、昨年のこの車輛管理委託料は予算書には980万円くらいの予算が載っていましたが、これは今年1,940万円になって2倍以上になってしまって、利点ではとてもないのではないかという疑問がありますが、これについてはどのようなお考えなのか。

もう一つは、この会社は大阪に所在地があるということで、この委託事業全体を地域の循環型経済というのを多分今まで市は目指していたと思うのですが、循環型経済になるのかどうか甚だ疑問なのですが、この辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

お願いします。

○田村委員長 小貫課長。

○小貫資産経営課長 まず最初に、市内事業者44、業務委託をする前は市内に割り振っていたということで、今回委託するに当たってどのような状況なのかということの質問かと思いますが、まず現在、指名推薦等が提出されている事業者46者ございまして、そのうち委託を契約している業者は24者でございます。委託する前は、当然各市内事業者に割り振っておりました。今回、24者と契約していて、この156台が対象として、そちらは24者にメンテナンスを委託するというところでございますが、現在市で所有している公用車が199台ございまして、その156台以外の部分を残りの市内業者にメンテナンス等を委託して、台数は減るかもしれませんが、そこは全くないということはないように進めてまいりたいと考えております。

二つ目、利点、昨年よりも委託料のほうが多くなってメリットがないのではないかということの御質問でございますが、こちらにつきましては、委託料は確かに年間2,000万円弱、1,940万円ということでございますが、こちらに対して公用車の運行の稼働率と、それに基づきまして適切な最適化、実際、各課に配置された公用車でございますと、何ほどのぐらい本当に動いているのかどうかということが管理できていない部分もございましたが、こちらを委託することによりまして、稼働状況でどの車両がいつ空いてるのか、どの車両が稼働率が多いか少ないかということによりまして、そのデータに基づき最適化が進められると考えております。また、メンテナンスを未然に管理することができるため、壊

れてから直すというよりも、ある程度の事前保全というか、事前的に整備ができるようになりまして、結果的に車両が長く乗れるということでメリットがあると考えております。

追加でございます。こちら令和8年度の金額は1,940万円でございますが、今年の令和7年度につきましては、10月から3月までのということで半年分でございますので、金額は半分となります、追加させていただきます。

あと、三つ目です。大阪に本社がある会社で地域の循環型経済に寄与されないのではないかなという御質問でございますが、こちらにつきましては、大阪に本社があつて、担当は北関東事業者というところで宇都宮の支社が担当しております。こちらは、やはりその委託会社の提携している全国規模な整備会社に任せるのではなく、こちらはあくまでも地元整備会社、そちらを優先してお願いしたいと考えておりますので、大阪に本社があるからといって地域の経済が滞るといふことはないと考えております。

以上でございます。

○石井 栄委員 結構です。終わります。

○田村委員長 以上で石井委員の質疑を終わります。

教育部長、学務課、資産経営課は退室願います。

以上で総括質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩を取りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では15分まで休憩をさせていただきます。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

○田村委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論を行います。

討論は、会議規則第53条により、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まず、反対討論はありますか。

それでは、石井委員の発言を許可します。

○石井 栄委員 日本共産党の石井 栄です。今から、委員長の許可を受けまして、反対討論をさせていただきます。

一つ、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算に、反対の立場で討論いたします。

反対する主な理由は、小学校費、スクールバス料金の保護者負担金、これが適切な徴収ではないと。それから、中学校費、スクールバス料金の保護者負担金の収納、保護者負担金83万7,000円が計上されていますけれども、これについては先ほどの議案質疑の中でも適切な徴収ではないということを改めて思いましたので、そのことが一つです。

それから、もう一つは、今、車輛管理委託料1,940万円についての質疑を行ったところですが、これは地域循環型の経済とは異なる方向での事業展開となって、市内の中小事業

者にも影響があるということで、この費用については見直す必要、是正が必要と思われる。

全体で見ますと、保育料が無償になり、通学路の歩道設置工事や推進されるなど、市民福祉や安全なまちづくりが進む大きな進展がありますが、上記のような是正が必要な項目が幾つかございます。これらを含めて、100%賛成というわけにはいかないため、反対です。

否決して問題点を直し、よりよい議案とするために、反対いたします。

議員の皆様には御理解をいただき反対していただけますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次、議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

令和8年度笠間市国民健康保険特別会計では、子ども・子育て支援金分4,575万8,000円が計上されておりますけれども、国民健康保険税は1人当たり年額平均で3,000円の値上げとなるということでありまして、これは国民健康保険被保険者の所得別階層では、50万円未満の世帯が53.6%、所得100万円の世帯に広げますと笠間市は70.8%となっているのですよね。課税対象を間違えたのではないかと思います。所得の低い人が多いのは、国民健康保険被保険者です。課税するならば、大企業や富裕層です。

このような庶民への課税強化はやめるべきです。よって、この議案第21号には、反対をいたします。

それから次に、議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療保険料は、令和8年度に年額平均で1万181円の値上げがされるということが明らかになりました。後期高齢者被保険者の所得階層別人数では、所得50万円未満が59.9%、笠間市内です。それから、100万円未満では70.8%になるのです。低所得者が多いところに値上げをするべきではないと考えます。課税すべきは大企業、富裕層ではないかなと思います。

この基本方針は、国から来たものを笠間市はしっかりこれを受け止めてやろうとしているわけですが、これには賛成できません。反対です。

それから、もう一つ、議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算に、反対の立場で討論いたします。

これには、ウォーターPPPアドバイザー業務委託料として5,100万円が措置されています。このウォーターPPPアドバイザー業務委託料、これが目指すものは、公共が行っていくべき下水道事業、こういうものを民間委託へと進めていく、そういうことになることに大きな問題があるからであります。

こうなると、懸念されるのは、事業が進める委託先で委託事業者がほとんど正規職員を

雇わない、そして会計年度任用職員とか非正規雇用者を多く採用していくようなことになる懸念があるということと、委託をすることによって災害、大きな災害などに対してうまく機能することができなくなるのではないかという懸念などがありますので、この業務委託料5,100万円については、反対をいたします。

以上です。

○田村委員長 次に、賛成討論はありますか。

討論がある方は挙手にてお願いします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は挙手により採決いたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は挙手により採決します。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は挙手により採決します。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田村委員長 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決します。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田村委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算を採決いたします。

この採決は挙手により採決します。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**田村委員長** 挙手多数です。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

今回の委員会での審査の経過並びに結果については、今期定例会最終日に報告をさせていただきます。

なお、委員長報告書の作成については正副委員長に一任させていただきたいと思いますので、御了承願います。

以上をもちまして、予算決算委員会を閉会いたします。

午前11時28分閉会